

第七十五回
参議院建設委員會會議錄第四号

昭和五十年三月十三日(木曜日)
午後二時五十三分開会

出席者は左のとおり。

理事

委員

建設大臣 飯谷 忠男君
国務大臣 (国土庁長官) 金丸 信君
政府委員 国土庁長官官房 栗屋 敏信君
長 国土庁長官官房 横手 正君
審議官 国土庁計画・調 下河辺 淳君
整局長 国土庁土地局長 河野 正三君
国土庁地方振興 近藤 隆之君
局長 建設大臣官房長 高橋 弘應君
建設大臣官房会 丸山 良仁君
計課長 建設省計画局長 大塩洋一郎君

事務局側

常任委員会専門 村田 育二君
員

参考人 日本住宅公団理 上野 誠朗君
事

本日の会議に付した案件

○下水道事業センター法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査

(建設行政及び国土行政の基本施策並びに建設省及び国土庁関係予算に関する件)

(理事 沢田政治君委員長席に着く)

○理事(沢田政治君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日、小野委員長が所用のため委員会に出席できませんので、委託を受けた私が委員長の職務を行います。

下水道事業センター法の一部を改正する法律案を議題とし、本案の趣旨説明を聴取いたします。

建設大臣。

○国務大臣(飯谷忠男君) ただいま議題になりました下水道事業センター法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

現行の下水道事業センター法は、地方公共団体に對する技術的援助を主たる業務とし、あわせて地方公共団体からの委託を受けて下水道の根幹的施

設の建設を行うものとして、昭和四十七年十一月に設立されました。

その後、生活環境改善に対する国民の要望は一層高まるとともに、水質環境基準を達成するため下水道を緊急に整備することが全国的に必要となつてきており、下水道事業を実施する地方公共団体が急増いたしております。一方、事業を執行するための体制が十分でないため、技術的援助だけでは下水道を緊急に整備することが困難な地方公共団体が少なくないのが現状であります。この

ような事情から、下水道事業センターに対し下水道の根幹的施設の建設の受託を要請する地方公共団体は年々増加しており、この傾向は今後もさらに強まるものと考えられます。

このような情勢に対処し、水質環境基準の達成に必要な下水道の建設をより一層推進していくため、現行の下水道事業センターを拡充改組して、委託による下水道の根幹的施設の建設を主たる業務とする日本下水道事業団とすることとした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、下水道の根幹的施設の建設を主たる業務とすることに伴い、その名称を日本下水道事業団と改称することとし、法律の題名を日本下水道事業団法に改めることとしたしております。

第二に、目的を改正し、本事業団は、下水道の整備を促進することにより、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与する趣旨を明らかにいたしております。

第三に、本事業団は、下水道の根幹的施設の建設を主たる業務とすることを明確にするとともに、新たに、地方公共団体の委託に基づく終末処理場等の維持管理、地方公共団体の下水道技術者の技術検定等の業務を行うこととしたしております。

す。

また、本事業団は、終末処理場等の建設を受託する場合においては、原則として、水質環境基準を達成するために必要な終末処理場等を優先させることとしたしております。

第四に、これらの業務の拡大に応じて、役員として新たに副理事長を置く等業務実施体制の強化を図ることとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださるようお願いいたします。

○理事(沢田政治君) 本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○理事(沢田政治君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査のため、今期国会開会中、必要に応じて日本住宅公団の役員を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○理事(沢田政治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(沢田政治君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、建設行政及び国土行政の基本施策並びに建設省及び国土庁関係予算について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田代富士男君 私、きょう、住宅問題、二番目には地価の問題、三番目に国土利用計画法、そして四番目に建築の残土の問題等につきまして質疑をしたいと思ひます。

持ち時間が決められておりましたが、きょうは御承知のとおりにこいう変則な時間からの委員

会のために持ち時間を制限を受けました。つきまして、質問のできるところまでやっておりますが、残り時間が次回に保留されても構いません。次回に続けてやりたい。与えられた時間の範囲内で協力をいたしますけれども、そういう趣旨でできるところで終わりたいと思います。そういうことを最初に申し上げ、委員長にも確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。

最初に、さきの衆議院の本院議におきまして、三木総理の施政方針演説に對しましてわが党の竹入委員長が質問をいたしました。その質問の中に、住宅基本法をつくる考えはあるかないかという確認をいたしましたところ、三木総理は、現在のところ住宅基本法をつくる考えはないという答弁をされております。ところが、御承知のとおりに昨年の秋に住宅地審議会の答申は、多分ことしの六月ごろだと思っておりますが、正式に出されることになっていると思っておりますが、それまでの中間報告と見ますと、住宅基本法の制定の必要性を訴えられております。さすれば、三木総理の答弁と、これは正式にはことしの六月でありましょうけれども、中間報告の精神に基きまして、私はちよつとこの点を疑義を感じる次第でございます。

これはもちろん大事なことでございまして、公明党もすでに四十三年以来三回、国会へ住宅基本法を提出いたしまして、現在も衆議院におきましては継続審議中でございます。まあこういうことから、住宅に関する憲法と言われますこの住宅基本法につきまして、三木総理の考え、それからいま申しました中間報告との違いにつきまして、まず大臣はどういうお考えであるかお聞かせ願いたいと思ひます。

○国務大臣(飯谷忠男君) 衆議院の本院議で三木総理の答弁がいろいろ食い違いがありまして議論されました。これは衆議院の委員会でもいろいろ議論されたのですが、基本的には変わっておりま

せん。三木総理は、今国会には基本法を提出する考えはないと、こういう言い方をしたようでありまして、これは私も後で確認をいたしました。したがって、その点は私も率直に申し上げますが、中間報告をいたしておりますから、この報告を待って、できるだけ基本法というものを検討し、やる方法で努力しなければならぬと思っております。

御承知のように、いわゆる住宅の第二期計画が五十年年度最後の年度でありまして、これはいろいろ振り返ってみると、皆さんからも御指摘をいただいておりますが、いろいろ問題があります。予定どおり、計画どおり進まなかった問題もあるし、そういう面を反省しながら、一遍過去の計画を洗い直して、そして五十一年度を初年度とする第三期計画を進めなければならぬということを考へております。そういう面から考えますと、大きな住宅政策として住宅基本法というものは当然われわれは検討し、考へていかなければならぬ問題だと思っております。そういう意味で私も三木総理にも話をいたしておるわけでありまして、この間の本院議の答弁はそういうことでありまして、決して基本的に食い違つておりませんから御了承願ひたいと思ひます。私も基本法は十分に答申を待って検討をし、実現に努力をいたしてまいりたいと、かように存じております。

○田代富士男君 基本的には食い違つてないといふことでございしますが、まあ今国会には提出はしないといふことは明確に言われたわけなんです。が、そういう点の食い違いといふことを私はお尋ねをしていただけたわけなんです。大臣がその精神に沿つて、これは前向きに取り組んでいくということであるならば一応それを了いたしました。私はここまではとめておきたいと思ひますが、いま大臣もお話しになつていらつしやいました。それに、第二期住宅建設五十年計画が五十年で終了をするといふ申されましたが、政府の試算ではその達成率といふものはどのくらい見込まれておるのか、見通しといひますか、その点をまず御説明を

願ひたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) 第二期住宅建設五十年計画の最終年度の五十年度分が完全にできたといふことを前提といたしまして試算をいたしてみますと、公的資金によりまして住宅が三百九十九万八千戸でございまして達成率は八三・三%、民間自力の建設住宅が五百五十一万七千戸で達成率は九六・一%、合計では達成率が九一%になる見込みでございまして、なお、そのうちで公営住宅につきましては達成率は七九・七%、それから公団住宅は六三・五%にとどまる見通しでございます。

○田代富士男君 いま数字をお聞きいたしましたけれども、この公団住宅建設におきまして地方自治体との間にいろいろトラブルが起きていますところがあります。住宅建設工事がストップしたり、あるいは入居が大幅におくれたり、いろいろな事態が各所に見受けられておりますけれども、いまそういう建設がストップしている箇所、あるいは輸送の問題、あるいは通勤の問題等におきまして入居募集ができないような状態になっているという箇所はどのくらいあるのか、お示しを願ひたいと思ひます。

○参考人(上野誠朗君) 現在、住宅建設工事がストップをいたしております団地は二つございまして、一つは千葉県の船橋市にございまして飯山満団地でございます。約二千三百戸程度の団地でございます。それからもう一つは府中市にございまして車返団地でございます。約千八百戸の団地でございます。飯山満団地につきましては、地域外の排水路の整備に關しまして地元の水利組合との協議に大変時日を要しておりますが、現在やつと協議が成立いたしました。水路の整備中でございまして、したがって、この三月の下旬に建築工事を再開できる見通しでございます。

それから府中市にございましてこの車返団地につきましては、これは都市計画街路並びに一般の市道、これを団地建設にあわせて整備する、こういうことになっております。これの用地買収が遅延いたしておりますので着工のできない

状態でございますが、これも市の方と協議をいたしまして、ともかく着工できない分についてはこの二月の下旬に打ち工事だけは着手してよろしいと、こういう了承を得まして、近くくい打ちにかかる予定でございます。

○田代富士男君 いま代表的な場所を、千葉県と府中市の団地を挙げられました。で、車返団地ににつきましては、これは地元でも大変な問題になつております。だから、この建物はすでに昨年建設が完了しております。いま申されるところに、道路建設工事がおくれましてまだに入居ができない。ただ単なるそういう理由のようでありまして、なお、なぜそういう道路建設工事が当初の予定よりおくれたのか。おくれたという事実はわかつているけれども、当初建てられた建物は建っている、そこらあたり明確にちよつと御説明願ひないでしょうか。

○参考人(上野誠朗君) ちよつと遠くで見えにくいと思ひますけれども、車返団地のこれは概略の図面でございます。(資料を示す)それで、車返団地は府中市の白糸台といふところにございまして、これが京王線でございます。京王線の武蔵野台の駅、これから歩いて五、六分のところでございます。こちらは多摩公園、こちらは飛田、新宿の方になるわけでございます。

それで、この団地につきましては、用地買収が三十八年の十二月でございます。そのときから地元の市と協議を始めまして、当初はこれをこの辺まで一緒にやれといふ話もございましたが、いろいろ紆余曲折がありまして、結局四十一年の八月に一団地の住宅施設という都市計画事業としてこれだけをやり、こういう話が府中市とできました。で、そのときに、基本的な考えをいたしまして、この団地をつくるについては、この都市計画街路、新甲州街道からずっとここまでの都市計画街路を国庫補助事業、補助費は公団が負担する、そういうところで団地建設とあわせて施工する。それからもう一つは、武蔵野台へ行く、徒

歩で参ります通動道路と言っておりますが、この道路を、現在幅員が四メートル程度でございます。これを当初は六メートルに拡張整備すると、その費用は公団で負担すると、こういう協定ができました。それでこの基本協定は、これもいろいろ折衝いたしまして、四十四年の八月にいたしました。で、同時に四十四年の十月にこういう郊外の、区域外の道路を公団の費用でもって整備するという覚書を交換いたしております。で、それ以来ずっと話を続けてまいりまして、現在ここにいま先生が御指摘になりましたように六百五十戸、昨年の五月に分譲住宅が建物は完成いたしております。ほかの郊外のまだ屋外付帯は若干おくれっておりますが、建物は五月に完成いたしております。

これを発注いたしましたのが四十八年の二月でございます。それでその二月に発注をいたしますときに、市の方に工用用の道路、こちらは市街地がございまして、それから道路が狭うございまして、こちらから進入できません。で、こちらの方から進入することにしたんですが、それについて道路の、工用道路の使用を市に申し込みをしたときに、市の方からこの六百五十戸についてはとりあえず着工してよろしいと、都市計画街路ができなくても通動道路ができるならば着工してよろしいという了承を得ました。同時に、こちらについては、この都市計画街路ができなければ入居しては困る、こちらは通動道路ができれば入居してよろしい、こういう了承を得まして、それで四十八年の二月にこちらを着工すると同時に、その後これが、六メートルが市の要望で八メートルにふえましたけれども、八メートルに拡張するについて、これは市の道路でございますので、公団が市からその業務を受託いたしました。市と公団と一緒に地主を説得して買取をするという作業を始めたわけでございます。始めた時点におきましては、こちらの住宅ができる時点までこの道路ができると、拡張ができる、こういう見込みで着手いたしました。が、残念

ながら地主のなかなか了解が得られませんが、現在のところこちらの取りつけ道路の工事がおくれおつた、一方住宅の方は順調に進捗してございまして、こういう状況になっておるわけでござい

○田代富士男君　いま御説明していただいたとおり、田地と甲州街道を結ぶ都市計画道路と、それから武蔵野台駅までの通動道路の拡張が終わるまでは入居をさせない、募集をしないというそういう覚書が、いまお話しのとおりに了解事項ということではなくて覚書が府中市との間に結ばれている。その覚書が、いままでは、現時点においてはそういう状態になっているというの、一体これは府中の市が悪いのか、公団の責任になるのか、その点の責任はどうなんですか、どちらが悪いのか。

○参考人(上野誠朗君)　工事が、道路がおくれした原因は、いま申しましたように市と公団と一緒に地主になっていろいろ折衝いたしましてけれども、なかなかその道路の線形が、つまり西側に拡張するか、東側に拡張するか、その線形がなかなか決まりませんで事業がおくれまして、そういうことでございまして、その責任はその事業を受託いたしました公団にもあると、こういうふうに考えます。

○田代富士男君　公団にもあるという、そういうどちらでもとれるようなお答えですけれども、私はこれは大事なことでないかと思うのです。なぜかと言いますと、道路用地の買取を後回しにして、そして建物を、工事を始めた。そこあたりは公団の姿勢という、建物は建ちました、道路は市との覚書でどうやっておりますが、こういうことになりまして、いま説明があったとおりでだけれども、まずそういうことは当然道路というところが、通動者もおるといふことはわかってながらそれを後回しにした、ここあたりの問題点、この点は公団側にも私は責任があると思ひますが、大臣どうでしょう。

○國務大臣(飯谷忠男君)　責任があると思ひます。私はいままでの公団のやり方、いまいろいろ

な問題がたくさん各所で起こっております。その問題を見ますと、家を建てることのみしか考えていない。そういう言い方、少し行き過ぎかもしれない。でも、地元の方、少し行き過ぎかもしれない。話し合いをして、そしてそういう少くとも建築以外の付帯関係の問題も一切解決のめどをつけて、それから着工すべきものだと思ひます。

そういう点に不十分な点があつて、家を建てることだけを急いで、そして問題を後回しにしたという感じが確かにあるのです。これはすべてが公団の責任とは申しません。恐らく関係市町村とも相談の上でしたことでありましようし、私もはむしろ、これからやるなら、その地元の関係市町村にそういう問題を責任をもつて解決してもらふというぐらゐの腹構えを持つてもらいたいと思ひます。それに対しては十分に公団の方もこたえていくだけの努力をしなければならぬ、かように存じております。私はそういう意味で率直に申し上げ

ますが、現在でも四十九年度の新しい工事の発注の計画があるようでありまうけれども、公団にはつきり言つております。地元の方、公団に問題が完全に解決がついて、そして建築したならば後は文句なしに入居ができるという形でない限りは出発してはいけません。こういう強い指示をいたしてあります。そういう意味から考えてみますと、公団にも責任がないとは私は申し上げません。しかし、一たんできたことは仕方ありませんから、全力を挙げて各市町村とも相談をしながらこの問題の解決に当たるべきだと思つております。

○田代富士男君　いま大臣が明確に公団に責任があるといふことを申されました。私はこれ以上公団を責めるものでも何でもありません。こういうことが二度と起きないように、そのように後々施工される面に生かしていただければ幸ひじゃないかと思ひます。だから今回の、いま責任があると言われた、どこに責任があるかと、これは明確にしておかないといけない。その責任は地元住民の意向を無視した、ここに一番の責任があると

思ふのです。地元住民の協力を得られなかった、こういうところをどうするか。ここが大きな問題じゃないかと思ひます。

そういう意味から、日本住宅公団法の第三十四条では、住宅公団は、建設計画の段階におきましては、地方公共団体の長の意見を聴取しなければならぬ義務づけをされております。三十四条によりまして、いま府中市の車返団地のような事態を再発させずに住宅を建設して、庶民の皆さんに希望を与えるようなそういう促進をやつていく段階におきましては、そういうような関係住民との協議を義務づけるような、そういうような必要性はつきり出ておりますから、そういう点につきまして、この公団法を改正をいたしまして、こういうことが二度と起きないようにするような考えはないのか、前車の轍を踏まないために、その点はいかがでございませう。

○政府委員(山岡一男君)　住宅公団法三十四条におきまして、地元の都道府県知事または市町村長の意見を必ず聞くようにいうことを定められております。先ほどの車返の覚書等も三十四条協議に基づきまして向こうの意見を聴取したものでございまして、そういうようなことを義務づけております理由は、地元の地方公共団体による住宅建設計画等との調整をはかるということも一つござい

ますが、住宅公団の行う住宅建設等につきまして地元の地方公共団体の協力を得るとともに住民の意見も反映させるということを目的としております。市町村長さんの御意見の中に当然地元の住民の皆さんの御意見も反映しておるというふうなことがわかれたら解いたしておりますし、さらに団地の建設に当たりましたら、やはり地元の皆さんにお集まりいただきまして説明会を再開することを公団も努めるようにいたしております。それらの点を考慮いたしまして、先ほど大臣が申し上げましたような姿勢で今後公団が前向きにやつていけば十分だろふと思ひますので、法律を改正してまでというところは考えておりません。

○田代富士男君 それはやはりここではそのようにお答えにならないを得ないでしょう。しかし、三十四条にそういう公共事業をやっていく場合には地方公共団体の長の意見を聴取すると義務づけられている、その中に住民の声も含まれております、その精神はちゃんと三十四条に盛り込まれておりますというところでありますが、それならば府中市の車返団地の場合、公団とそれから府中市との間で覚書がちゃんとできているでしょう。団地と甲州街道に通ずる都市計画の道路と、それから武蔵野台駅までの通勤道路が完備するまで、拡幅が終わるまで入居をできない、そういうことは盛り込んである。にもかかわらず、これができなかったという新しい問題提起をされておりますから、三十四条のこれだけでは再び同じようなことが起きるんじゃないかということで私は申し上げたわけなんです。そうじゃありません、この中に盛り込まれておりますと言ふならば、車返の団地のこれはどういふふうに説明されるのか、そこあたりを説明してください。

○参考人(上野誠朗君) 三十四条の照会は四十一年の八月にいたしました。で、それに基づきまして市の方でいろいろ検討をいたしました。東京都の意見も入りまして四十四年の五月に一団地の住宅経営の計画決定をいたしました。これは市が発議をいたしました。都市計画の事業として決定するわけでございますから、その時点で地元住民、市議会、十分諮ってこういう団地をつくるということを決めたわけでございます。その決定に従いまして公団が特許を受けてこの事業を実施すると、こういう形で建設が始まったわけでございます。

なお、そういう一団地の住宅経営をやるにつきまして、先ほど来申し上げましたように四十四年の八月に基本協定、四十四年の十月に地区外の道路、関連道路の整備に関する覚書を交換いたしました。それから四十七年の十月に基本協定を一部変更いたしました。それで同時にもう一度車返建設に関する覚書を交換いたしました。これらはす

べて市の方はこれを市議会にかけまして、それで内容を決定しました。その内容は、要するにそういう関連道路、国庫補助以外は公団の費用でもってやると、こういう内容でございます。

それからその街路ができなければ入居できないという話につきましては、先ほど申しましたように四十八年の二月に六百五十戸を着工する段階で公団の方から市長に、着工いたします、工事用道路はこれを使用いたしますという文書を出しましたときに、市長の回答として、その道路を使用することはよろしい、ただし六百五十戸については通勤道路が完成した上で入居を認める、それから残りの千二百戸については都市計画街路の完成を見た上で入居を認める、こういうことになりましたので、当時私も通勤道路は大体間に合うと見て六百五十戸の方は工事に着手しましたし、それから都市計画街路の方につきましては、現在すでに五十年で用地買収を終わる目標でやっておりますけれども、その見通しが立ちませんので千二百戸については工事着手を控えております。それから通勤道路につきましても、現在十名程度の地主がおりまして、あと二人だけ話が残りました、この三月いっぱいでもって話をつけて通勤道路の用地買収を終える予定でございます。で、このように私も三十四条の協議をもとにいたしまして、それから出てくる市の意見に基づくところの協定書を、それをもとにしまして、それに合うように住宅建設は発注はいたしておりますけれども、着工は調節をしながら現在工事を進めてまいった次第でございます。

○田代富士男君 もう現実には六百五十世帯の人が入居するようになっていくわけなんです。そういうわけで、いまいろいろそれに対して努力していらっしゃることは私も認めております。一日も早く入居できるようにしてあげなくちゃならない。そういう意味から、いま見込みといたしまして入居のめどはいつごろに持っていられっしゃるか、ちょっとお聞かせ願います。

○参考人(上野誠朗君) ここの九月入居を目標にいたしております。で、三月いっばいで用地買収を終えまして、それから通勤道路の拡幅工事をいたします。そういうことで八月末に完成して九月入居、こういう目標でやっております。

○田代富士男君 いま、ここの九月ごろ入居の見込みであると、これも決まったわけではありません。すでに現時点におきまして当初の入居時から大幅におくれております。そういう場合に、おくれた時点から今日まで、またきょうから予定されますことしの九月までの間、この間は維持をしいかなくちやならない。この維持管理費はどれくらいになる見込みであるのか御説明願います。

○参考人(上野誠朗君) でき上がりまして住宅の維持管理費は、大体一戸当たり一カ月で千二百三十円程度でございます。したがって、現在まで約六百万円でございます。

○田代富士男君 ちょっと待ってください。いまの御説明では、でき上がった時点でその維持管理費が千二百三十円であると。そしていまも入っております。まだできたてのそういう団地でありましたならば、窓を閉め放しというわけにはいかないでしょう。そうしたら窓もあけなくてはならない。当初予定された入居者が入ってからの維持管理費と違ひまして、だれも入っていないところでの管理費、畳も一年間それ以上入れ入ってくださいますというわけにはいきません。これは畳も入れかえなくてはならない。そういうことをいたしますと、私は、いま単純計算をされましたけれども、このくらいでは済まないと思いますけれども、どうですか。そういうところも含んでこんなものですか。こんなものじゃ済まされないうでしよう。

○参考人(上野誠朗君) 現在、でき上がりました住宅には畳、ふすまが入っております。したがって、先ほど私が申し上げました維持管理費といふのは、窓に日光をささざる遮断幕をつけまして、それから三日に一度は窓の開閉をいたします、それからときどきずつと見て回ります、そう

いった空き家保守管理の費用が一戸当たり月千二百三十円程度と、こう申し上げたわけでございします。

○田代富士男君 畳なんかどうしますか。

○参考人(上野誠朗君) 現在のところ、その日覆いをいたしておりますので、畳、ふすまは一応そのまま使えるかと思っておりますけれども、これはなお入居の時点におきまして点検いたしまして、非常に日にやけておると、取りかえる必要があるといったものは取りかえるつもりでございます。

○田代富士男君 そうしますと、いま申しました維持管理費よりもこれは上回る、ましていま畳がやけたところだけをかえると、もう約一年以上二年にかかろうとしている間畳をそのままにしていて、人間が住んでこそ畳というものも御承知だと思っておりますけれども生きております。これは全部取りかえるといったら大変じゃないですか。畳を取りかえる、やけたところだけ。白い畳と古いところと色違いの畳が出てしまふ。そこへお入りなさいと言いますか。ましてここの分譲住宅と違ひますか。そこあたりはどうなんですか。分譲住宅に畳の色は白の古いのと入っている、そこへ分譲住宅でございますか。それでもよろしいという公団の姿勢ですか。そこあたりはどうなんですか。

○参考人(上野誠朗君) 先生がただいまおっしゃいましたような都合があつてはまいりませんので、入居の時点でさらにもう一度点検をいたしまして支障のないようにいたしたいと、こういうふうに考えております。

○田代富士男君 そうしますと、この団地はいま申すとおりに分譲団地です。じゃ、予定どおりにできましたこの分譲団地でありますならば、すでに試算された原価によつて一応準備も出されていまして、これはまだ入居者を募集しております。ところが、いま言うように予定外のいろいろな費用がかかつております。さすれば、その維持管理費といふものは従来建てられた分譲備

格に上積みされるんじゃないか、するのかもしれないか、こらあたりですね。これはかかったんだから上積みをする、で、責任を入居者に押しつけるようなことになるじゃないですか。こらあたりは明確にすべきだと思ふんです。どうですか。

○参考人(上野誠朗君) こういった保守管理者は建設事務費から支弁をいたしますので、長く保守管理をしたからといって分譲代価に上積みはいたしません。

○田代富士男君 じゃ、それ明確にそのようにしていただけたらありがたいと思ふます。

そこで、私は、このように入れるところに入ることができない、希望者はいっぱいあります。そういう意味で、三木総理が住宅基本法をつくる考えはないと、いま大臣から、これは今国会に提出する考えはないということであって、基本的な考え方には食い違いはないというまあ大臣の御意見を了といたしますが、そういう意味で住宅基本法につきましては、私はこれは意見でありましてけれども、ヨーロッパにおきましては住宅に関するシビルミニマムが設立されておるわけなんです、どんな低所得者でも一定水準の住宅に住めるように配慮されている、ヨーロッパ各地におきまして、そのようにするの国民に住宅権というものが確立され保障されております。まあ隣の中国でも、先日行ったときに、日本の二DKでどのぐらゐの家賃で住んでいるかというのを聞いてみました。向こうの貨幣の問題もありまして、二DKでも、ちょうど日本の金に換算しましたら、二DKで六百五十円ぐらいに入っているんです。まあ私は、一応は国柄も違うけれども、一応参考にすることはできるんじゃないかと思ひまして、ヨーロッパにおきましても、いま申すとおりに低所得者全部が一定水準の住宅に入ることができるところが、わが国の場合には住宅に関するシビルミニマムは確立されておられません、現在。

しかも、住宅建設の主体が、いまも車返団地のことで私が質問したときにもいろいろお話がござ

いましたとおり、国がやるのか個人がやるのか、そういう点が不明確です。明確でない、この点。そのために公営住宅や公団住宅など公共住宅の建設というものが大幅におくれている。いまさき達成率は私は聞きまして、達成率の面におきましてもおくれている。まあそういう面におくれているからといって、その責任の所在はどこであるかと、その責任の所在は不明確であるから、別におくれたからといって責任をどうこうされるという問題ではないと、だからこういう点を明確に位置づけるべきではないかと思ひます。国全体として考える基準となるべくナショナルミニマム、あるいはその地域地域で検討していくべくシビルミニマムを設立いたしました、そして住宅供給に

関する国と地方自治体との責任体制を明確にすべきではないか、こういう点を考えまして、住宅の憲法とも言われます住宅基本法を早急に制定する必要があるんじゃないかと思ひます。こういうことに対しては、大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(飯谷忠男君) お説、私は賛成であります。ただ、住宅を持ち家にするか、あるいは賃貸にするかというそれぞれ国民の要望があるわけですが、やっぱり大都市を中心にした所得の低い人あるいは老人、母子家庭と、そういう人々には公営の低賃住宅を提供するという線ではいかんきやならぬと思ひますし、まあ住宅公団やあるいは公庫融資等は、比較的要望の多い中堅層の持ち家住宅を対象にするという形になっておると思ひます。

そこで、所得の比較的高い人はともかくとしたしまして、やはり所得の低い人にはその所得に応じた家賃で入居ができるという形にすることは、これはもう先生おっしゃるとおりで理想であります。私もその問題を考えなきゃいかぬと思ひます。私どもは、そういう意味で審議会の中間報告の中にも、俗に言う応能家賃制度ですか、そういったことが示唆されておりますし、所得や能力

に応じて適当に公的な家賃の住宅に入れるということにすること当然であります。それから大体住宅の基本的な考え方からいっても、日本国民でまじめに一生懸命働いて適正な代価を払えば一定水準の住宅に入れるということが基本的な方針であることは、もちろん申し上げるまでもありません。

そういうような理想に近づけるために私どもも努力をせなきゃならぬと思ひますが、そういうふうに応能家賃制度というものもこれからの私は大きな一つの課題になると思ひます。その前の新しい何と云いますか、負担の不公平というものが、その前に一つの問題は、現在の公営住宅の中の新しい何と云いますか、負担の不公平というものが非常に大きいわけでありまして、そういうふうなものを基本的なひとつ解決する問題もこれを考えなきゃならぬと思ひます。そういうことを考えますと、これは地方自治体の方でもひとつそういう問題で積極的に努力をしてもいいなと云うようになります。今後はおっしゃるような趣旨で住宅問題を進めていくためには、国も地方公共団体も一体になりまして積極的に取り組んでいかなきゃならぬ大きな課題が示されておる、その意味における住宅基本法というものが大いに検討されなければならぬことは当然だと思ひます。

○田代富士男君 そこで、大蔵省が不況対策の一環としてしまして住宅ローンの拡充を金融機関に指示をしたということも影響してか、ことしの一月ごろから徐々に民間の住宅建設、工事件数というものがふえつつあります。ところが、この住宅ローンの緩和傾向を契機にいたしまして、不況でありますけれども上向きになった途端に住宅建設費が上昇するような気配が見えてきております。これは私は何とかしなきゃならぬ問題じゃないかと思ひます。庶民のマイホームの夢をつぶして、やっとう上向きになるうとしておるそこへ、こういうように建築費が上昇し出す気配にどう対処されるのか、具体的な策をお示し願いたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) 住宅ローンは確かに大蔵省努力いたしまして少しづつふやしておりますけれども、まだやっとうと昨年の水準に第四・四半期に追いついたというのが現状でございます。それを反映いたしまして、四十九年度の住宅着工戸数は、四十八年度月平均が大体十五、六万というのに比べて、十万户を切っております。大体四十八年度では年間で百九十万戸を超える住宅ができたわけでございますが、四十九年度では、現在の見通しでは一月から十二月までの全体で百三十一万户ということになっております。約三〇%の減でございます。ただ、先生おっしゃいますように、ちょうど四十七年の終わりに四十八年にかけてまして建築ブームといいますが、非常に戸数がふえた時代がございました。そのときに確かに建築費の単価が非常に上がりまして、そういう意味で、今後だんだん住宅の発注がふえるにつれて、建築費の単価につきまして注意を要するということはおっしゃる通りだろと思ひます。基本的にはやはりそういうようなことも考えまして、安定的に拡大していくような住宅建設を今後計画すべきだというのが一つは基本であらうかと思ひます。それと同時に、住宅生産の合理化につきましては、従来から住宅部材、部品の工業化、それから新しい技術の開発等に努めてまいっておりますが、さらに生産体制の整備、それから流通機構の改善等につきまして総合的な対策を講じてまいりたい、現在検討しております次第でございます。

○田代富士男君 そこで、国土庁長官も御出席でございますが、各省のばらばらな住宅政策を新しくできた国土庁で調整をして一元化を図る方針を固めた、そして効率のある住宅政策というものを実行していきたいというそういうお考えのもとに、住宅建設十年計画、五十一年から六十年、このように策定の準備を事務当局に指示されたところ、承っておりますけれども、その点は大臣いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(金丸信君) この問題につきまして

は、新聞の報道が一部誤っているんじゃないかと私は思うんですが、第三次新全総の中で十カ年計画というものをくり上げるというその中で、建設省は住宅五カ年計画を来年から立てなければならぬと、そういう意味で、その十カ年計画をつくるについては、十分建設省と連絡をとりながら調整して、第三次新全総というものをくり上げてまいりたいと、こういう考えを申し上げたわけでございます。

○田代富士男君　そうすれば、いま大臣おっしゃったとおり、各省ばらばらのそれを一本化する、そういう考えではないというわけですね。

○国務大臣(金丸信君)　そういう問題につきましても、一つの宿題として各省とも今後十分な連絡をとって、第三次新全総をつくるに際しても、できることであれば一本にいくことが私は理想だと考えております。

○田代富士男君　建設大臣にお尋ねいたしますが、第三期住宅建設五カ年計画を策定していらっしゃる。国土庁で十カ年計画ということがいまお話に出ておりますけれども、この関連はどういうふうにされていくお考えでしょうか。

○国務大臣(飯谷忠男君)　私も第一期、第二期と進めてまいりまして、五十一年度は第三期初年度にして五カ年計画という考え方で進めております。ただ、国土庁の場合はさらに十カ年の長期の見通しに立ってのいろいろな構想を持たれておられるようでありますから、それと矛盾しないように十分調整をしながらやっていかなければならぬというふうに思っております。

○田代富士男君　じゃあ、次に地価の問題に移りたいと思いますが、国土庁が発表いたしました五十年の公示地価の動向速報で明らかにされておりますとおり、最近の地価というものは鎮静傾向にあります。これは昨年の末国土利用計画法が施行されたことや、あるいは金融の引き締め、また総需要抑制、それから景気の後退とか、そういういろいろな諸条件もあるかと思いますが、ここでまた金融が緩和されたり、あるいは総需要抑制策

が緩和されて景気が刺激された場合に再び土地の騰貴が再燃してくるのじゃないかというところは、いまも私が質問しましたとおり、やつと住宅ローンの拡充が金融機関に指示されただけで、そして民間の住宅建築件数が上がった途端に建築費が上がるというところ。それと同じように再燃する危険性があると思っております。これに對しては国土庁としてはいかに対処されるお考えであるのか、まずお聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(金丸信君)　ただいま鎮静化した点につきましても、先生がおっしゃられるとおりだと私も思っておりますが、これが金融緩和というような政策がとられる場合につきましても、実は先般の閣議におきまして、そのような場合に対しては国土庁存在の意義もないというように出たんで、国土庁存在の意義もないというようになことを考えまして、私は閣議で発言をいたしました。この土地取得資金につきましても、もちろん庶民の住宅ローンというような問題についてはこれは当然除外すべきだと思ふけれども、それ以外の土地の問題については十分な慎重な考慮をしていただきたというのを私はお願いを申し上げました。承を得ておるわけでございますが、なお今度計画法の確な運用とあわせて、もし上がるといふ場面についてどうするのだ、もちろん金融の引き締めあるいは選択融資というような問題について十分な配慮をしていただくけれども、国土庁としてはこの国土法の確な運用をするために地方公共団体とも十分ないま連絡をとり、通達も出し、そしてもしその場合については国土庁計画法というものを運用して網をかける、凍結するというような場面も考えなくちゃならぬ。しかし、そういう場合には、大都市あるいはその周辺の地域だろと、十分な各地方公共団体と連絡をとりつつ監視をいたしておるところでございます。

○田代富士男君　そこで、いま長官が庶民の住宅ローンはさておいて、ほかのそういうような土地取得につきましても、慎重に取引等については考慮してもらいたいことを閣議でも了解を得たという、そのように前向きに取り組んでいただいているわけなんです。それは非常に結構なことだと思いますが、そこまで取り組んでいただいているならば、かつてのような土地投機、あるいは地価高騰を誘発させるようなことのないためにも、私は国民生活の安定という観点から厳しくチェックして選別規制をする必要があるのではないかと思います。この点に対する考え方はどうであるかというところが一つ。

それからいま大臣も申しいらつしましたとおり、将来ともに土地の需要というものはこれは押し迫ってくると思いますが、その土地需要を緩和して長期的地価の安定を保っていくためには、ちょうどいま金融の引き締め、また総需要抑制等によりまして地価がいま鎮静しております。じゃあこういうときに公共用地の拡大を促進したい方がいんじゃないかなと、そういう意味からいま大臣もちょっとお触れになりましたから、そこで、自治省の調べでは、地方自治体の土地需要は非常に多い。一つの試算によりますれば、地方自治体で約八千億、土地開発公社、これは自治体の外郭団体ですけれども、これで約一兆二億、合計約二兆円ぐらいに達しているということなんです。こういうことから考えまして、将来を見込んでそういうような庶民の夢をつないであげるためにも、この際こういう措置も講じておく必要があるんじゃないかと思うのですけれども、この二点について大臣のお考えを聞かしていただきたい。

○政府委員(河野正三君)　まず、第一点の選別融資基準的なものをつくったかどうかという御提案でございます。先ほど長官から御答をいただきましたが、私も現在長官の御命令によりまして、仮に近いうちに金融緩和というような事態を迎えまして、土地取得資金の融資につきましても、どういような緊急度合いの順序を設け得るか等につきましても検討を始めております。またとり次第大蔵省銀行局とも話し合いに入る予定

をいたしているわけでございます。なお、その際住宅ローンについてはどういような態度をとるかということにつきましても、先ほど長官が、これは別である、庶民のマイホームの一つの夢にこたえなきゃいかぬという点お答えになりましたが、数字的にこれを補足いたしますと、私どもの推計では、昭和四十八年度に土地取得に回りました金融機関の資金というものはおおよそ六兆数千億円だと思っております。一方、住宅ローンの中で土地取得向きに回りました資金量というのはせいぜい七千億円であるというように推計をいたしております。そこで、今回の金融緩和というような事態を迎えまして、土地取得に流れる金につきましても相当注意を払わなきゃなりません。その影響の度合い、庶民に対する生活の安定というようなことを考えました場合には、住宅ローンは別ではないかという判断に立っているわけでございます。

第二点の公共用地の拡大でございます。実は国土利用計画法にも遊休土地に関する措置というものが規定されておまして、私も各地方公共団体を指導いたしましていろいろ調査を現在やっております。先ほど二兆円という数字がお出になりましたが、自治省としてそういう数字があるということを言われましたが、私どもの推計もほぼそれに似ているわけでございます。しかしながら、この際二兆円というような金が土地取得に回るということもまた大変大きな影響を与えるわけでございます。おっしゃる通り買手市場に転化している現在、公有地の拡大を図るチャンスでございます。しかし、そういう逆の面の影響も勘案しなければならぬのではないかと、うことで、まあ自治体、公社の土地取得に對しましては、使用計画等が明確に確立しているような公共公益施設用地の先行取得的なものというふうなものについては配慮するとして、そういう計画が不明確なものにつきましても、やはりこの際も多少控えめに指導してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○田代富士男君　そこで、先行取得制度の問題ですけれども、約二兆円ほど概算の試算ですけれども、そこで地方自治体が先行した用地を買った団地の取得価格と、それから利子が九割、その合計額で支払うことになっている。そして国の買い取る価格につきましては、大蔵省と自治省との間にきまされて、時価を限度とするというふうな両省の協定になっているのでございますが、そうしますと、ここで心配なことは、地価が徐々に上がっている場合には問題ではございませんけれども、いま申すとおりに地価が安定するということは、これは国民にとつてうれしいことではありますけれども、地方自治体が取得をした経費、それと利息を合計したとして、それが時価を下回っていた場合にはその差額は地方自治体が負担をしなければならぬのか、ここあたり、安定するといふことはありがたいけれども、そういう場合の関連というものはどうなるか。一言で言うならば逆ざや現象、これに対するやはり特別措置というものを講じなくてはならないと思うのですが、ここあたりはどうでございませうか。

○政府委員(大塚洋一郎君)　御指摘のように地価が安定したとして、これが下降傾向をたどつてくるということになると、御指摘のような事態が生ずるわけではございます。各地方公共団体、現在そういう憂慮をしております。その事情はよく知っておりますが、現在の現段におきましては、現実にはまだそういう事態になっておりません。そもそも先行取得制度をとりましていきさつにつきましては、ただいま先生おっしゃいましたような、先行することによって国民の税金を使う公共事業の有効な活用を図っていくということにあるわけでございますから、現在、大蔵、自治の間で取り交わしております覚書に基づいて、建設省は次官通牒でもって建設省関係の公共事業につきましてはそういう措置をとっておりますが、もし将来そのような事態が発生いたしましたならば、関係の大蔵あるいは自治等ともよく相談をいたします。

して検討する必要があるというふうに考えておりますが、現在のところはその事態をいま見ているところでございます。

○田代富士男君　私がちよつと調べた範囲内では、先行取得が積極的に進められまして国道のバイパス、そういう用地ですが、これが道路関係だけでも約二千億円取得されている。そういう場合に、いまはまだ下がってないからそういうことが言えるわけなんです。安定した場合には、二千億円取得されているわけですが、これに對する見込みといつても恐らく立たないと思ひますけれども、そのときには、いま申されている特別措置というものを講ずるべきではないか、これは私の希望意見でございませう。

これは国と地方自治体との関係はそれでよろしいのですが、やはり何といつても庶民を中心とした問題を取り上げていく場合に、いまも土地は鎮静してきたといふものの売買価格にまでもそれが安定するためにはなかなかない。だから、それのような土地の鎮静傾向が、マイホームの建設、庶民の夢をつなぐマイホーム建設に、そこまでの購入の際の売買価格が安定できるところまでのそういう細かい具体的な施策を、建設省と国土庁と協力して、これは政府は全部、われわれもそうでありませうけれども、これをやってもらわなければならない。

その場合に、これはきょうは時間がありませんから、国土利用計画法の方で質問しようと思つておりましたけれども、最初のお約束で、一時間というところで時間来てしまひましたけれども、まあ一つは公示価格を基準にした標準価格が適用されるのは、御承知のとおりに規制区域と市街化区域の二平方メートル以上です。ところが、一定規模以上の――そういう場合には一定規模以上の売買だけになるわけですが、御承知のとおり市街化区域で二平方メートル未満の土地の売買といふものは、規制区域の指定をされなければ、それ以下ならば許可も届け出制も必要はないわけなんです。そうすれば、そういう都市部でそのくらい

以下の土地というものはずいぶんあるわけなんです。その土地が普通の住宅用地というものの一番の有効に使われる範囲内じゃないかと思うわけなんです。大きい土地はいま言うようにそういう網によつて制限されまじけれども、それ以下の土地、これが庶民のマイホームの夢をつなぐ土地なんですけれども、これが中小不動産業者の對象になつていくわけなんです。そういう意味で小規模の土地の売買によつて的確なチェックを行うことができない、これがいま言うように土地は鎮静するけれども、実際購入するときの売買価格というところまで波及させることはできない、ここあたりをどうするか。

たとえば東京都でちよつと調べましたところが、昨年の暮れからこの国土利用計画法が施行されております。昨年の暮れからここの一月末まで首都圏におきまして対象になつたものが、全部売買された中で大体一割程度が挙がつてきておる、非常に少ない、それ以外は従来と同じようなことがなされていく、そこに私はまだ検討する余地があるんじゃないかと思ひますけれども、こういう点に対して適切な行政指導というものをやつていかなくてはならないかと思ひます。すけれども、この点に對しましてはどうでしょう。だから、直接購入する際も売買価格が低下するようにならざるやないかと思ひます。そういう点で、公共団体の場合は、いまさっき言いましたように特別措置を講じるというふうなこともあつてよろしいけれども、庶民の場合にはどうするか、そこあたりについてひとつお願いをいたします。

○政府委員(河野正三君)　現在、国土利用計画法が規制区域の指定をすれば格別、やらない場合は二千、五千、一万という一定規模以上の土地取引だけが届け出対象になつて、仰せのごとくでございます。これは四党提案でこの法律でどう決められたわけですが、恐らくは地価形成の中で一番大きな役割りを果たしている大規模な取引というものに着眼をして、全国的な事務を展開する必

要からもそういう限定を置いたものだと思ひます。考へております。

そこで、この十二月二十四日以降、今日に至るまで事前の確認を含めましていろいろ公的にチェックをやっておりますが、届け出件数はなるほど比較的少ないわけではございますが、届け出にかわる政令、省令で設けました事前確認制度の申請は非常に数が多いでございます。全国の数字しかたにいま覚えておりませんが、三千件を超しております。しかもこの一件の中には非常に区画数が多い、平均八十区画になつております。また、二平方メートルを超え敷地、つまり七百坪、六百坪強でございませうが、六百坪以上の土地にできますマンションの分譲価格等も全部これはチェックを受けております。私どもの耳には、全国で坪当たり最高は二十万円、平米当たり六万円の引き下げを知事がされたものもあるわけではございます。東京周辺で平米当たり三万円ぐらいのものもあるわけではございます。

そこで、そういった国土利用計画法の届け出ないしは届け出にかわる一定規模以上の事前確認制度、これでも相当庶民の方々にある程度の影響を、いい影響でございませうが、与へているかと私は思ひます。しかし、おっしゃるとおり、この規模以下の、一定規模以下の土地取引が野放しになつていくやないか、中小不動産業者の方にはこれは野放しの面積の売買をする方が多いという御指摘でございませう。この点、私どもといたしましては立法過程のいろんな議論、それから当時のお考え、それから現在その小規模な取引が地価押し上げに本になつていくのかないのかの確証等をにらみ合はせながら、いましばらくはあの法律のとおり厳格な運営、つまり二平方メートル以下のものはともかくとして、以上でありながら届け出を、あるいは事前確認を逃がれるというふうなことのないように厳格な運営にまづもつて努めたいというふうに考へております。ごさいませう。

一方、しからば行政指導面ではどうかこれ以下の

中小の不動産業者に対しての指導等はできないものだろうか、この点法施行段階から私も頭にございまして、たとえば全国宅地建物取引業協会の総会等には私参りまして、七万の宅建業者の方々はある意味で国土利用計画法の適正地価というものの対する先兵である、こういった適正価格というものについて十分の認識のない消費者の方々と都道府県との間に立つて十分の連絡指導に当たってほしいというふうな話もいたしておりました。一方、各都道府県に対しては、モニターというふうな形でこの中小の不動産業者の方々を善導するようにという指導もしているわけでございます。私も中小業者のこの一定規模以下の取引をやっておられる方々が不当な価格の値づけをいろいろやるというふうな動きは現在のところ把握していないわけでございます。行政指導には今後も努めてまいりたいと思っております。

○増田盛君 建設省並びに国土庁に対して、きわめて重要な問題にしばりまして、与えられた時間におきまして御質問いたしたい、かように思います。

まず、出発点でございますが、中心点は都市化の現象であります。つまり、御承知のように一九五〇年代の後半から進んでまいりました高度成長が資本と労働の地域的な移動をもたらしまして、国土全体に覆いつくす都市化の現象があつております。これは御承知のとおりであります。したがって、私どもすでに古い昔であります。戦前に仕事を始めました時代は、都市と農村の対立ということがきわめて大きな問題として取り上げられたわけでございますけれども、現在の段階におきましては全く一変いたしております。つまり現代の国土の特徴と申し上げますか、産業の特徴と申し上げますか、現代都市の特徴といたしましては、工業化と都市化とは盾の両面でありまして、それが必然的に情報化と深い関係がありますことは、これも御承知のとおりであります。しかも工業化による社会変動が都市の境界を越えて進んでまいりまして、その前の年代、つまり私が先

ほど申し上げましたとおり、農業人口が支配的なウェイトを占めていた時代の特徴でありました。都市と農村との区別がなくなりまして、やがてはその区別が消滅するようになるかと思われる、こういう段階がたゞいまの姿であらうと思うのであります。特に御承知のように、日本のような高密度社会におきましては、この傾向が加速度的に進行するであらうことは目安であり、たゞいまから数点に關しましてお聞きいたしたいと思っております。

まず第一点は、国土庁の長官にお尋ねをいたしたいと思つて、先般成立いたしました国土利用計画法に基づきまして、着々とこの運営の準備を進めておられるだろうと思つております。一番基本となります国土利用全国計画並びに土地利用基本計画の策定というものは、まだ最終的な結論を得ていないわけでありまして、これが一体いつまでにおやりになりますのか。聞くところによりますと、五十一年の三月までに、最終決定ではないかもしれませんが、あるいは暫定としてもせよ、一応それを目途にいたしまして作業を進めておられるというように聞いておるわけでありまして、現段階の状況に關しましてお聞きいたしたいと思つております。

○國務大臣(金丸信君) 国土利用計画法につきましては、五十年年度モデル版にいたしまして、五十一年から六十年度に十年計画を立てたいというところであります。また、土地利用基本計画につきましましては、可及的速やかにやりたいということでございますが、この四月をめどに計画をつくりたい、このように考えております。

○増田盛君 そこで、土地利用基本計画の地域指定の問題であります。この地域指定が法の第何条でございまして、第九條でございまして、都市地域、自然保全地域、この五つに分かれて行われるわけでございます。この準備を進めておられるように聞いておるわけでありまして、問題は既存の

いろいろな指定の制度がございまして、とりわけ中心となつておりますのは現在の都市計画地域であります。これとの関連がどうなるのか。これは調整の問題でございまして、基本的な考え方をお聞きいたしたいと思つておられます。なお、これに關連いたしまして、都市計画区域というものは将来は拡大されるわけでありまして、そういうふうな当然変動が予想されるわけでありまして、こういう問題を固めまして、両者の關係をどのように調整するか、お聞きいたしたいと思つております。

○政府委員(河野正三君) 先生おっしゃるとおり、国土利用計画法第九條で各地域、五つの地域の定義がございまして、この土地利用基本計画では、この五地域区分をきめることが中心になっております。で、お尋ねの都市地域につきましましては、御承知のようにこの法律によりまして、一体の都市として総合的に開発し、及び保全する必要のある地域とすると、こうなつておられるわけでございます。

一方、都市計画法によりまして、都市計画制度の区域がございまして、これも全く似たような規定が都市計画法に盛り込まれております。そこで、基本的には都市計画区域イコールこの国土利用計画法で言う都市地域になるべきであるという感じを持つわけでございますが、土地利用基本計画は一種の上位計画でございまして、都市計画法による現行の都市計画区域になつておられる区域はもとより、今後都市計画区域としたい、しかしまだ手続は了してないというふうな地域もこの上位計画では都市地域に入れ得るという法律的な背景になつております。ただ、現在進めております土地利用基本計画の策定作業におきましては、昭和六十年度を目標といたしまして、国土利用計画、これがまだできておりませんので、暫定的な形で策定をせざるを得ないということで、国土庁といたしましては、五地域区分に關しましては、現在の各個別法による、すでに指定されている、個別法で指定されている地域をそのまま尊重して、都市地域なら都市地域にすると、これが原則

でございます。ただし、一年以内に都市計画区域に都市計画法の手続で規定されることが予定されている、関係行政機関各方面に異論がないというふうなものにつきましては、微調整をいたしまして、例外的に今回の土地利用基本計画で都市地域として定めてよろしい、これが指導方針でございます。

○増田盛君 次に、環境問題、都市環境の問題に關しまして若干御質問申し上げたいと思つております。まず最初には、都市における緑の確保の問題であります。これに關しましては、累次におたつてすでに立法が行われましたことは御承知のとおりでございますが、最近におきましては、特にこの必要が非常に増大しておりますことも明らかでございます。そこで、この基本の方策、都市における緑とオープンスペースを整備保全すること、基本問題に關しましてぜひ大臣にお答え願いたいと思つております。

○國務大臣(飯谷忠男君) 都市化の進展でだんだん緑がつかされておられますことは本当に残念なことでありまして、そういう意味においては、緑の確保、オープンスペースの確保については、これは鋭意努力をしなければならぬと思つております。そういう意味で、五十年年度予算の中でも、住宅と下水道と、特に公園緑地には重点を置きまして、予算の伸びも二〇%近くなつたことは御承知のとおりであります。もちろんこれで決して十分とは思つておりませんが、そういう建設省の公共事業の中の一つの重点として今後推進をいたしてまいりたいと思つております。具体的なことについては、先生もすでに御承知のように、四十七年度の整備五カ年計画によつて公園緑地を積極的に整備をしていっている問題、あるいはまた都市計画の中で従来風致地区、緑地保存地区というのがあります。それがさらに生産緑地を加えて、この拡大を図つて、いわゆる開発規制を行つていくという問題、さらに街路樹とか植樹帯の設置等によりまして、道路の緑化あるいは家庭の

緑化等についても従来どおり努力をいたしておることは当然でありまして、現在はいさういふうな従来やっておるところにさらに積極的な推進をいたしてまいらねばならぬというのが私どもの基本的な考え方でございます。

○増田盛君 たいだいまのお答えの中に触れられましたけれども、都市公園の整備五カ年計画、これに基づいて着々事業が進捗されておるようでございますが、さらに全体的に土地緑化の問題に關しまして、具体的に二、三お聞きしたいと思ひます。非常にこれはじみな問題でございますし、そうして金もすいぶんかかる問題でございますが、法律をつくつただけではなかなかうまく進まない、本質的にこゝういふ問題でございます。

そこで、四點お聞きしたいと思ひます。第一は目標でございます。都市緑化のための総合的な目標、これをどうしても確立いたしまして具体的な施策を実施していく必要があると思ひますが、この点に關しましてお聞きしたいと思ひます。

それから時間の關係がありますので、一括してお聞きしたいと思ひます。第一は目標でございます。都市緑化のための総合的な目標、これをどうしても確立いたしまして具体的な施策を実施していく必要があると思ひますが、この点に關しましてお聞きしたいと思ひます。

それから第三点は、都市緑地保全法の施行状況でございます。法律だけではたくさんそろつておりますけれども、一体どうなつておるのか。

それから第三点は、都市緑地保全法の施行状況でございます。法律だけではたくさんそろつておりますけれども、一体どうなつておるのか。

とおりでございます。近年の急激な都市化に伴つて非常に緑が減少しております。そのための生活環境の悪化に対処するために、各都市ごとにその実態に即した全体の緑のマスタープランと言ふべきものをつくる。その中に緑の確保すべき総量というふうなものも設定いたしまして、その目標に向かつて各種の公園緑地施策を集中していくということがぜひとも必要だと考えております。私も現在各地方団体の手によりましてそのような緑のマスタープランというべきものを策定するように指導いたしております。その根幹は何よりも都市公園そのものの整備であります。

が、これの一層の飛躍を望みますとともに、これとあわせて、各種の規制を伴つた地域地区として、たとえば緑地保全地区あるいは緑化協定地区といったものの拡大を図るとか、あるいは都市のいろいろな公的、場合によつては私的な空間も含めまして植樹そのものを進めていくといったことをあわせて行いたいと思ひます。もちろん従来からあります風致地区とか市街地調整区域といった制度も強力これを活用するといふことでござい

ます。まあそのような総合的な施策で、これは大都市、中小都市、緑の非常に不足している都市、比較のある都市、いろいろ実情があると思ひますから、必ずしも全国一律というわけにもいけません。むしろ各地域ごとの目標というものが、実現の可能性も織り込みつつ策定されるというこ

が、いいと思つておりますので、そういう対策を講じて総合的な緑の確保というこを圖つてまいりたいと思ひます。

次に、生産緑地法の施行状況でございますが、これは先般の国会で御審議いただきまして通過、成立させていただいた法案でございます。昨年の八月三十一日から施行いたしました。施行の準備等る進めまして上、通達等によりましてこの実施を指導しております。特に三大都市圏の都府県、市町村に對しましては詳細に説明会を進めてまいりました。各市町村におきましても、いろいろな実務上の解釈、取り扱い等も問い合わせが来

ております。今後は積極的にその説明を直接の農民にも進めていこうと、まあ現にそういう説明会を始めているところもあるわけでございます。ただ、残念ながら生産緑地地区の都市計画決定そのものはまだ一件も行われておりません。これは法案のときにも議論が出ましたところですが、これは現在各市町村ごとに条例等によりまして農地保全奨励策というものがとられておまして、これが市町村長との間に三年とか五年ぐらゐの期間協定を結んで農地として保全する。その見返りとして宅地並み課税の一部相当額還付というやうなことが行われていることもありまして、そういう経過期間が過ぎてもおらないといふやうなことがあるいは市街化区域の農地の宅地並み課税そのものが年を追つて段階的に引き上げるといふシステムでありますために、まださほど高くなつていないといふやうなここの理由によると思ひます。

私もせつかくのこの新制度を十分PRいたしまして、もちろん土地所有者の同意が要る制度でありますから、その点もよく御説明して、農地として相当期間存続される御意思の方の土地は強力これで行つていくといふことにより緑の確保の一助にしたいと、こゝろ考えております。

次に、都市緑地保全法、これもその前の国会で通していただきました新しい緑地保全の手法であります。これは現在の首都圏、近畿圏の近郊緑地特別保全地区をそのまゝ緑地保全地区に切りかえます。すなはち、新しく札幌、北九州、福岡等で緑地保全法による新規指定がなされたところもありまして、現在では三十三地区、一千三百二十四ヘクタール余りが指定されております。これも非常に厳しい開発規制を行うわけでございますので十分な周知徹底が必要であります。反面、買い取り請求の制度も用意されているわけでありまして、予算の充実にあわせて極力これを進めてまいりたい。先ほど申しました各都市ごとの緑のマスタープランというものがまとまていきま

すならば、そのマスタープランの中でこゝういふ保全地区制度に乗るべきものといふおよその目安もついてまいるかと思ひますので、今後は大いに活用されるように、またそういう方向でぜひとも進めたいと思つております。

なお、この緑地保全地区の一つの促進策として、固定資産税を軽減できないかといふことで、かねての懸案でありました。自治省と現在鋭意折衝中でありまして、何らかの形で固定資産税が緑地保全地区については軽減されるやうな方向で現在まとまりつつございます。まあそういうことにもなれば一つの緑地保全地区指定のきっかけにもなるといふことで、私もぜひその実現を圖りたいと考えております。

最後に、何か新しい施策があればといふことでございまして、まあ細かいことで恐縮でございますが、明年度予算から、ひとつ道路、街路等で、既設のものにつぎまして植樹帯といふものを歩道に設けて、あるいは中央分離帯等に設けておまして、そして整備する。従来も国道等では行われておりましたし、地方道、街路につぎまして新規に道路を改築する場合にはあわせてそういうことが行われておりましたが、あまたあります既存の街路等につぎまして、そういう植樹帯の設置そのものを改築工事の一種としてとらえて補助採択するといふ制度が新年度から認められることになりました。また、都市公園とまでいえない都市緑地という制度も、制度といひますか、予算上の措置として新しく補助対象に認められるといふことになりました。これは公園のやうに入つて利用するといふよりも、そこに緑があるといふ存在効用に着目したものでありまして、いろいろな団地内、あるいは、のり敷、あるいは道路沿線の余分に買ひ取つたやうな土地等を活用してやうといふことでございまして、また、公営苗圃の建設といふことも、苗木を公的に供給し、採算性の悪い苗木を特に公共団体の手で育てていく必要がありまして、これは新規施策ではありませんが、四十九年度から始めたものでございまして、また、新年度から、これも非常に細かいものでありますが、都市緑地保全法による緑化協定を民間で結びました

市緑地保全法による緑化協定を民間で結びました

地区につきまして、緑化協定の地区内で一般の住民の方々が生きがきを植え、あるいは植樹するといった、緑化協定に基づく木を植える費用につきまして公共団体に補助する制度を開いております。非常に細かい話ばかりでございますが、そのようなものを積み上げて何とか緑の拡大というものに努力したいと、今後とも努力に努めたいと思っております。

○増田盛君 それでは少し視点を変えまして、環境問題の中で最近非常に重要性を帯びてまいりました下水道の問題であります。このうちで、時間の関係もありますので、本年度、昭和五十年から採用になりますところの特別交付制度、つまり特別の調査費及び国庫補助金の分割交付制度、全く新しい制度だと思っておりますけれども、趣旨をいたしましては国庫債務負担行為の考え方に類似いたしておりますけれども、内容は全く違っております。その趣旨と内容に關しまして、簡単にいいんでありますので、お答え願いたいと思っております。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道の整備を急速に拡大していかなければならないわけでございますが、一方、国の補助金の財源も限られておりました。その中で相当ウェットを持って見ていただいておりますもの、なかなか熾烈なる要望、水質環境基準の達成といった義務を果たすにはおぼつかないということから、私も何か新しい新規財源を下水道の国費相当分としてつぎ込みたいという要求をしておりました。今回の予算折衝の結果、新しく認められたのがいま言われました特別の地方債と、それを裏づけとした国庫補助金の分割交付制度というものでございます。これは公共下水道に限り、かつ水質環境基準達成のために必要な場所の、主として終末処理場に限りということでありまして、対象は限られておりますが、こういった特に急ぐ事業で何としても事業費を増額していかなければならないというものにつぎまして、まず国庫補助金を五年に分割して交付する。したがって、最初の年は五分の一の国費で五倍の

事業ができるということになります。しかし、その五分の四は、事業はその年にやってしまうのですけれども、国の補助金としては交付されません。以後四年間に等分に分割されて交付されます。しかし、事業は初年度にやらなければなりませんから財源は要る。その財源は国費以外に求めなければならぬということ、全額財投で持つ特別の地方債というものが編み出されたというふうに理解しております。

したがって、初年度には五分の一の国費と五分の四の特別の地方債を合わせまして財源は五分の五となり、それで事業を執行し終わる。補助金の不足分は以後四年間で逐次交付する。この間利子も生じますが、これは全部国で見るとして特別の地方債を償還する、こういうことであります。従来から各種事業に国庫債務負担行為というのがあります。これは一つの契約で二年、三年にわたるような大規模な工事を発注する場合に、支出する金はなくても契約する権限だけはないと一括発注ができないために設けられている制度でありまして、したがって、従来の国庫債務負担行為というのは、実際に工事の進み方も一年で終わるのではなくて、二年、三年とかかるわけで、ただ、それを当初の年に一括して全体を契約するといつたためにつくられた制度であります。これに對しまして、この新しい特別の地方債と国庫補助金の分割交付制度というのは、形はやはり国庫債務負担行為の形をとりますけれども、初年度に全額事業を完了する。あとの四年間というものは完了した事業の後始末ということであるという点で、事業の進みぐあいは違ふところがある点で、特色でございます。

○増田盛君 次に、都市環境の問題に關連いたしまして、もう一つ都市の街路の問題であります。地方都市の整備のための基本的な支出がいかにございませうけれども、特に街路が非常に大事であるということはおわかりの通りでございます。私の選挙区の場合におきましても、盛岡市のような場合におきましても鋭意努力しているところでございます。

ますけれども、一体全国的に見まして、整備の状況、それから今後の整備の方針、これは非常に予算が窮屈なように聞いておるわけでありませうけれども、こういうことで膨大な金が必要で計画的に進行できるのかどうか、いささか心もとない感じを持つものでございませうけれども、そういう点の見通し、そういう点に關しましてお答え願いたいと思っております。

○政府委員(吉田泰夫君) 仰せのとおり街路、特に地方都市の街路の整備は大変におくれております。その上予算の伸びも悪いものですから、まことに恐縮でございますが、まず街路の整備状況、これはいろいろな見方がありますが、まず都市計画決定した街路の延長に對し改良済みの延長の比率を整備率と考へてお答え申し上げますと、全国の平均では三〇・六%の整備率になっております。それに対して十大都市を除く一般市町村だけを拾いますと二八・五%ということで、若干地方都市の方が低い。例に挙げられました盛岡市の場合を申し上げますと、これが一九・二%でありますから、はなはだ立ちおくれしているという感じはいたします。街路は、特に地方都市の場合には都市そのものの骨格を形成するという意味で、都市づくりの全く第一歩とも言ふべきものであります。都市を形成する以上、人及び物の移動というものを確保するのにどうしても必要であるばかりでなくて、いろいろ下水道を整備したりする場合には道路の下が利用されるということが非常に多い、そういった多目的な空間という意味もあります。また、公園等と並んで都市のオープンスペースを形成しているという意味もあります。その他空港とか港湾とかターミナル等と結びついた交通結節点といったものを経まして総合的な交通体系を形づくるといふことでもありますので、非常に重要なことだと思っております。まあこゝ、二年、諸般の経済事情で立ちおくれしておりますが、今後におきましては、またできるだけ早い時期にこの鈍化の傾向を一新して、特に地方都市に力を入れた街路の整備が早急に進みますよう努力いたします。

たしたいと考えております。

○増田盛君 次に、視点を變えまして、地方都市の開発問題に關しまして若干御質問申し上げます。

先般の当委員会におきまして国政調査におきまして、岡山県の勝央町におきましてところの工業再配地に關するいろいろな御計画、現地の様子等も見聞いたしたわけでございませうが、この地方都市の開発、特に地域振興公園を中心とした開発は多方面にわたっております。その中で私は、現在の方針と、それから実績、それから五十年年度の事業内容、こういう当面した問題に關してお聞きいたしたいと思ひますが、関係省も多面でございます。まず工業再配置の問題、これが一体どうなっているのか、これも出るところ、引き受けるところ、両方あると思ひますが、特に中核工業団地の造成事業の問題、勝央町でやっておりますような中核工業団地造成事業、これが現在まで実績としてどのようなことになっておるのか、それから五十年度の見通しはどうか、それが一つ。それからもう一つは地方都市の開発整備事業、これもいろいろおやりになっているわけでございませうけれども、なかなかスケールが大きいので難航しているようにも聞いておるわけであります。おやりになっている地域がたぶんなければ具体的な都市名を挙げまして、大体これが現在どうなっているのか、それから見通しは一体どうなるのか、こういう点に關してお聞かせ願いたいと思ひわけであります。

どうもいろいろ問題が起こつてまいりまして、地方都市の開発の問題もとかく中途半端になりがちでございます。しかし、こういう際にこそこういう点をもう一回見直しまして、重点をはっきり定めまして予算等の裏打ち等も十分にすることが必要だろうと思ひます。まんべんなくと事業をやっておりますはなかなか見通しがつかない、こういうことでございまして、この工業再配置の問題、特に中核工業団地の育成の問題に關しまして、地方都市の開発整備の問題に

先般、多摩川あるいは川崎の土地隆起というやうな問題が地震予知連絡会で発表がありまして、早速その会議を開きまして、会議の点におきましては、今後見直しというやうなことも考えなくちゃならぬというやうなことも考えながら、公共団体と緊密な連絡をとりつつ、現在避難体制確立、あるいは給水、給食、あるいは医療、あるいは救護、あるいはコンビナート対策、こういういろいろな問題について、各省庁と緊密な連係のもとにこれを推進をいたしておるわけでございます。

ただ、いま先生がおっしゃったように、いろいろ住民も神経がとがってきておる、過敏になつてきておるというやうな状況もあることを考えてみますと、現在のやうなこのまゝの姿でいいのかというやうなことも政治的にも考えなくちゃならぬという私は場面もあると思うわけであります。そういう意味で、避難体制の確立というやうな環境、地震が起きた、二次火災が起きた、そのとどうなるんだと、そこには防火壁というものをくらなければならぬというやうな場面もある。

その場合、これをつくるのには地方公共団体には予算がない、こういうような問題等も踏まえながら、今後の対策を目で見て安心感ができるようなことも考えなければ、みだりに人心を不安に陥れさせるというような場面も出てくるんじゃないかというようなことも考え、またこれが机上プランであつてはならぬということで、私も衆議院の建設委員会におきまして現地をひとつ行つて見ようということをお約束をいたしておるわけですが、まあ予算委員会でも済みましたら現地をつぶさに視察して、なお対策を推し進めてまいり所存でございます。

○増田盛君 一般的にはただいまの国土庁長官のお答えでわかつたんですが、建設大臣に建設省の所管の範囲内でもう少し述べていただきたい。

○国務大臣(飯谷忠男君) 具体的な問題は局長からお答えをすることにいたしますが、最近地震の問題がいろいろと議論をされるようになってきて、国民に必要以上の不安を与えるようなことになっては大変であります。さて一体その地震対策はどこへ行つたらいのかということ、そういう責任官庁所在と申しますが、そういう面できわめてあいまいでありました。幸い国土庁が私は中心になつてこの問題に取り組んでもらいたいと思ひます。建設省は建設省なりに、これは国土地理院を通して予知問題等の研究も進めていかなきゃなりません。いざ一朝事あるときにどうすべきか、その責任官庁はどこであつて、そこへ駆け込んでいったらどういふ回答が生まれてくるかといったようなことを、びしっとこの際政府としての体制をきめておく必要があります。そういう意味において、国土庁を中心にして地震対策を強力に進めていく体制をさらに強めていく必要があると、そういうふうに私考えております。

○理事(沢田政治君) 本件に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月二十五日)
一、奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、建築基準法の一部を改正する法律案に関する請願(第一〇八八号)(第一〇八九号)(第一一七号)(第一二五四号)
一、国土利用計画法の施行と運用に関する請願(第一二七四号)

一、国道五十六号線バイパス(吉田・知永・大浦・宇和島港湾・保田)建設計画反対に関する請願(第一三二六号)

第一〇八八号 昭和五十年二月二十二日受理
建築基準法の一部を改正する法律案に関する請願
請願者 東京都中野区弥生町二ノ五ノ九
米山純一 外二十六名
紹介議員 上田耕一郎君

第七十二回国会に提出され、現在、衆議院建設委員会に継続中の「建築基準法の一部を改正する法律案」には、国民生活を悪化させる問題があり、特に日照基準に関する条項については慎重審議の上、修正されたい。

理由
ツナシマ高層ビル建築公害反対住民の会は「日影規制」を中心に改正案を検討した結果、一、地方自治権侵害の疑いがある、二、改正法の「日影規制」は全日影を容認する結果になる、三、関係者の調整を求める余地を奪う恐れがある、等の問題点があり、法案の提出理由にいう都市環境の整備を達し得ないばかりでなく、生活環境の悪化を促進することになる。

第一〇八九号 昭和五十年二月二十二日受理

建築基準法の一部を改正する法律案に関する請願
請願者 東京都中野区弥生町二ノ五ノ一
六牛窪高層ビル建築反対住民の会
内 石山徳男 外十八名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一〇八八号と同じである。

第一一七四号 昭和五十年二月二十四日受理
建築基準法の一部を改正する法律案に関する請願
請願者 東京都中野区弥生町二ノ三ノ六
岩本守外二十五名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一〇八八号と同じである。

第一二五四号 昭和五十年二月二十五日受理
建築基準法の一部を改正する法律案に関する請願
請願者 東京都中野区弥生町二ノ一四ノ九
高橋寛外十八名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一〇八八号と同じである。

第一一七四号 昭和五十年二月二十四日受理
国土利用計画法の施行と運用に関する請願
請願者 札幌市中央区南一条西七ノ二一社
団法人北海道宅地建物取引業協会
札幌支部内 野鉄蔵
紹介議員 吉田忠三郎君

国土利用計画法の施行と運用について、次の事項の実施を要する。
一、第二章 国土利用計画において全国計画、都道府県計画、市町村計画の基本となるものを民衆の手続きにより慎重に作成すること。
二、第三章 土地利用基本計画の作成に当たつて、住民の意思が民主的に反映される措置を講ずること。
三、第十二条 規制区域の指定について、指定の

基準を具体的に示し、かつ地域を最小限度にとどめ、知事の独断にならぬ措置として土地利用審査会の民主的な構成を保障すること。
四、第十三条 内閣総理大臣の指示については地方自治の侵害にならないよう配慮すること。
五、第十四条 土地に関する権利の移転等の許可について解除条件つき予約は法にいう予約と解さないものとする。
六、第十四条第二項の政令で定める適用除外の項に「投機的取引でないことが明らかな三百万平方メートル以下の土地については適用しない」を加えること。
七、第十五条の許可申請の手續きにおける当事者には買主、売主のほか仲介業者が介在する場合、業者も当事者として、なお、不許可になり買取り取られた場合、業者に対する報酬支払いを義務づけること。
八、第十六条の許可基準における「基準価格」の算定方式は、政令で定められるが、不合理が生じないようにすること。
九、第十七条 許可又は不許可の処分において申請のあつた日とは「市町村の窓口において受け付けた日」とし、かつ六週間の日数を少なくするとともに事務量に耐える人員を確保すること。
十、第十九条 買取り請求において「買いとるものと」とあるが、買取り取らない場合の取扱いを明確にし、かつ、買取り取るに必要な財源を確保すること。
十一、第六章 遊休土地に関する措置において、投機的買占め土地が有効利用できるよう法的措置を強化し、かつ大幅な財源を確保すること。
十二、国土利用審議会、国土利用地方審議会、土地利用審査委員会、社団法人全国宅地建物取引業協会連合会及びその構成団体の代表又は、団体が推薦する者が任命されるような措置を定めること。
十三、第四十二条 土地調査員の政令で定める事

項に、不動産事情について精通している専門業者を活用するよう考慮すること。

理由

国土利用計画法の審議過程と法律の内容を検討すると、具体的な内容はほとんど政令の定めるところとなつてゐる。政令、省令の内容と運用のいかんによつては、せつかくの抜本的法律も、空文化するだけでなく、国を誤らす悪法にもなりかねない。私たちは長年宅地建物取引業にたずさわつてきた専門業者の立場から「法律内容の疑義」「政令作成に当たつての要望」「施行通達等による運用上の要望」について請願するものである。

第一三二六号 昭和五十年二月二十七日受理

国道五十六号線バイパス(吉田・知永・大浦・宇和島港湾―保田)建設計画反対に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市大浦大浦連合自治

会・反対推進委員会内 大塚小四

郎

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

昭和五十年四月四日印刷

昭和五十年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A